

うわまち病院の建替え検討について

平成 27 年(2015 年)2 月 5 日、市立病院運営委員会に対して「うわまち病院が担う機能について」、「うわまち病院の建替えについて」、「市民病院との機能分担について」の 3 件について諮問し、延べ 13 回にわたりご議論いただき、平成 30 年(2018 年)3 月 29 日に答申をいただきました。

このような中、「うわまち病院の建替えについて」ご議論いただく上で、都市計画法に基づく開発行為の許可を得ることが必要だったという情報をお伝えできませんでした。委員の皆さまに対しまして、深くお詫び申し上げます。

今後の委員会の運営にあたっては、このようなことがないように努めてまいります。引き続き、市立病院の運営につきましてご意見を賜りたく、お願い申し上げます。

(原因)

(1) うわまち病院南館の建設に着手した平成 16 年当時、病院については、土地の造成などを行うにあたって、都市計画法に基づく開発行為の許可を得ることが必要ではありませんでした。その後、都市計画法が改正され、平成 19 年 11 月 30 日以降は、病院についても開発行為の許可を得ることが必要となりました。

事務局は、南館の建設をした経験があったことから開発行為の許可を得る必要がないと考えていました。

(2) 庁内関係部局に対して、法改正等の確認をしていませんでした。